

重要事項説明書

(介護予防) 訪問看護
医療保険訪問看護
保険適用外訪問看護

利用者： _____ 様

事業者： 訪問看護ステーションルーチェ八王子

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社T. S. I
代表者名	代表取締役 北山忠雄
所在地・連絡先	〒615-8074 京都府京都市西京区桂南巽町75-4 (電話) 075-393-7177 (FAX) 075-381-1011

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーション ルーチェ八王子
所在地・連絡先	〒193-0935 東京都八王子市大船町1006-1 (電話) 042-662-7774 (FAX) 042-663-3774
事業所番号	1362990663
管理者の氏名	加藤佐奈枝

(2) 事業所の職員体制と職務内容

従業者の職種	人数 (人)	区 分			
		常勤(人)		非常勤(人)	
		専従	兼務	専従	兼務
管理者	1	1	0	0	0
看護職員(看護師)	11	6	0	5	0
看護職員(准看護師)	0	0	0	0	0

職	職 務 内 容
管理者	1 主治医の指示に基づき適切な(介護予防)訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 (介護予防)訪問看護計画書及び(介護予防)訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。

<p>看護職員のうち主として計画作成等に従事する者</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 (介護予防) 訪問看護の提供の開始に際し、主治医から文書による指示を受けるとともに、主治医に対して (介護予防) 訪問看護計画書及び (介護予防) 訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。 2 主治医の指示に基づく (介護予防) 訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ (介護予防) 訪問看護計画を交付します。 4 訪問日、提供した看護内容等を記載した (介護予防) 訪問看護報告書を作成します。 5 (介護予防) 訪問看護の実施状況の把握及び (介護予防) 訪問看護計画の変更を行います。 6 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 7 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 8 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。
<p>看護職員 (看護師・准看護師)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 (介護予防) 訪問看護計画に基づき、(介護予防) 訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した (介護予防) 訪問看護報告書を作成します。

(3) 通常の事業の実施地域

通常の実業の実施地域	八王子市
------------	------

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間等

営業日	月曜日から金曜日 (定休日: 土・日) ただし、年末年始(12月29日~1月3日)、 を除く。
営業時間	8時30分から17時30分
サービス提供日	月曜日から日曜日
サービス提供時間	7時から20時 (上記時間以外のサービス提供は要相談ください)

3 サービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容
(介護予防) 訪問看護計画の作成	主治医の指示及び利用者に係る介護支援専門員が作成したケアプランに基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた（介護予防）訪問看護計画を作成します。
(医療保険) 訪問看護計画の作成	主治医の指示書に基づき、訪問看護計画を作成します。ケアマネージャーによるケアプランが作成されている場合は、ケアプラン内容も留意して看護計画書を作成します。
(介護予防) 訪問看護の提供	<p>(介護予防) 訪問看護計画に基づき、(介護予防) 訪問看護を提供します。</p> <p>具体的な(介護予防) 訪問看護の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 状態の観察 ② 身体の清潔援助 ③ 床ずれの処置及び指導 ④ カテーテル類の管理 ⑤ リハビリテーション ⑥ 栄養に関する援助 ⑦ 排泄に関する援助 ⑧ 療養環境の整備 ⑨ 家族への看護指導及び介護支援・相談 ⑩ ターミナルケア ⑪ 認知症患者の看護 ⑫ その他医師による医療処置や医療機器の管理

4 費用

介護保険の適用がある場合は、利用者様の負担割合（負担割合証に記載）に応じた負担額となります。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

<介護保険>

■訪問看護（地域区分 1単位：11.05円）

サービス提供時間		サービス単位	利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
看護師による場合	20分未満	314	3,469円	347円	694円	1,041円
	20分以上 30分未満	471	5,204円	521円	1,041円	1,562円

	30分以上 1時間未満	823	9,094円	910円	1,819円	2,729円
	1時間以上 1時間30分未満	1,128	12,464円	1,247円	2,493円	3,740円
准看護師 による 場合	20分未満	282	3,116円	312円	624円	935円
	20分以上 30分未満	423	4,674円	468円	935円	1,403円
	30分以上 1時間未満	740	8,177円	818円	1,636円	2,454円
	1時間以上 1時間30分未満	1,015	11,215円	1,122円	2,243円	3,365円

■訪問看護加算項目

夜間（午後6時から午後10時）・ 早朝（午前6時から午前8時）の加算	上記の額に1回につき25%加算します。
深夜（午後10時から午前6時）の加算	上記の額に1回につき50%加算します。

加算	基本 単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割 負担	2割 負担	3割 負担	
緊急時訪問看護加算（Ⅰ） （訪問看護ステーション）	600	6,630円	663円	1,326円	1,989円	1月に1回
緊急時訪問看護加算（Ⅱ） （訪問看護ステーション）	574	6,342円	635円	1,269円	1,903円	
特別管理加算（Ⅰ）	500	5,525円	553円	1,105円	1,658円	1月に1回
特別管理加算（Ⅱ）	250	2,762円	277円	553円	829円	
ターミナルケア加算	2,500	27,625円	2,763円	5,525円	8,288円	死亡日及び死亡 日前14日以内に 2日以上ターミ ナルケアを行っ た場合（死亡月 に1回）
初回加算（Ⅰ）	350	3,867円	387円	774円	1,161円	初回のみ
初回加算（Ⅱ）	300	3,315円	332円	663円	995円	
退院時共同指導加算	600	6,630円	663円	1,326円	1,989円	1回あたり
看護・介護職員連携強化 加算	250	2,762円	277円	553円	829円	1月に1回
複数名訪問加算（Ⅰ）	254	2,806円	281円	562円	842円	複数の看護師等 が同時に実施し た場合 30分 未満（1回につ き）

	402	4,442 円	445 円	889 円	1,333 円	複数の看護師等が同時に実施した場合 30 分以上（1 回につき）
複数名訪問加算（Ⅱ）	201	2,221 円	223 円	445 円	667 円	看護師等が看護補助者と同時に実施した場合 30 分未満（1 回につき）
	317	3,502 円	351 円	701 円	1,051 円	看護師等が看護補助者と同時に実施した場合 30 分以上（1 回につき）
長時間訪問看護加算	300	3,315 円	332 円	663 円	995 円	1 回あたり
専門管理加算	250	2,762 円	277 円	553 円	829 円	1 月に 1 回
口腔連携強化加算	50	552 円	56 円	111 円	166 円	1 月に 1 回

＜介護＞緊急時訪問看護サービス同意書

緊急時訪問看護サービスは、利用者又はその家族等に対して24時間緊急連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することになっていない緊急時訪問を必要に応じて行います。緊急訪問を行った場合、毎月の緊急時訪問看護加算の他にサービスの提供時間に応じた利用料が必要です。また、1月以内の2回目以降の緊急訪問について、早朝・夜間・深夜帯においては各時間帯に応じた利用料が算定されます。

利用料金（費用は、市町村から交付される負担割合証の割合に応じた料金となります。）

参考費用

加算	算定回数	料金	負担割合に相当する自己負担金額		
			1割	2割	3割
緊急時訪問看護加算	1月に1回 ※緊急時訪問を行わなくても 毎月加算	6,630 円	663 円	1,326 円	1,989 円

提供時間	提供時間数	料金 (10割)	負担割合に相当する自己負担金額		
			1割	2割	3割
昼間	20分未満	3,469 円	347 円	694 円	1,041 円
	30分未満	5,204 円	521 円	1,041 円	1,562 円
	30分以上1時間未満	9,094 円	910 円	1,819 円	2,729 円
	1時間以上1時間30分未満	12,464 円	1,247 円	2,493 円	3,740 円
早朝・夜間	20分未満	4,342 円	435 円	869 円	1,303 円
	30分未満	6,508 円	651 円	1,302 円	1,953 円
	30分以上1時間未満	11,370 円	1,137 円	2,274 円	3,411 円
	1時間以上1時間30分未満	15,580 円	1,558 円	3,116 円	4,674 円
深夜	20分未満	5,204 円	521 円	1,041 円	1,562 円
	30分未満	7,812 円	782 円	1,563 円	2,344 円
	30分以上1時間未満	13,646 円	1,365 円	2,730 円	4,094 円
	1時間以上1時間30分未満	18,696 円	1,870 円	3,740 円	5,609 円

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

■介護予防訪問看護

サービス提供時間		サービス 単位	利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
看護師 による 場合	20分未満	303	3,348 円	335 円	670 円	1,005 円
	20分以上 30分未満	451	4,983 円	499 円	997 円	1,495 円
	30分以上 1時間未満	794	8,773 円	878 円	1,755 円	2,632 円
	1時間以上 1時間30分未満	1090	12,004 円	1,205 円	2,409 円	3,614 円
准看護師 による 場合	20分未満	272	3,005 円	301 円	601 円	902 円
	20分以上 30分未満	405	4,475 円	448 円	895 円	1,343 円
	30分以上 1時間未満	714	7,889 円	789 円	1,578 円	2,367 円
	1時間以上 1時間30分未満	981	10,840 円	1,084 円	2,168 円	3,252 円

■介護予防訪問看護加算項目

※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問看護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
緊急時訪問看護加算(Ⅰ) (訪問看護ステーション)	600	6,630円	663円	1,326円	1,989円	1月に1回
緊急時訪問看護加算(Ⅱ) (訪問看護ステーション)	574	6,342円	635円	1,269円	1,903円	
特別管理加算(Ⅰ)	500	5,525円	553円	1,105円	1,658円	1月に1回
特別管理加算(Ⅱ)	250	2,762円	277円	553円	829円	
初回加算(Ⅰ)	350	3,867円	387円	774円	1,161円	初回のみ
初回加算(Ⅱ)	300	3,315円	332円	663円	995円	
退院時共同指導加算	600	6,630円	663円	1,326円	1,989円	1回あたり
看護・介護職員連携強化加算	250	2,762円	277円	553円	829円	1月に1回
複数名訪問加算(Ⅰ)	254	2,806円	281円	562円	842円	複数の看護師等が同時に実施した場合 30分未満(1回につき)
	402	4,442円	445円	889円	1333円	複数の看護師等が同時に実施した場合 30分以上(1回につき)
複数名訪問加算(Ⅱ)	201	2,221円	223円	445円	667円	看護師等が看護補助者と同時に実施した場合 30分未満(1回につき)
	317	3,502円	351円	701円	1,051円	看護師等が看護補助者と同時に実施した場合 30分以上(1回につき)
長時間訪問看護加算	300	3,315円	332円	663円	995円	1回あたり
専門管理加算	250	2,762円	277円	553円	829円	1月に1回
口腔連携強化加算	50	552円	56円	111円	166円	1月に1回

- ※ 当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者に対して介護予防訪問看護を行った場合は、上記金額の 90/100 となります。
当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人以上の建物に居住する利用者に対して介護予防訪問看護を行った場合は上記金額の 85/100 となります。
- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び介護予防訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに（介護予防）訪問看護計画の見直しを行います。
- ※ 緊急時（介護予防）訪問看護加算は、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある旨を説明し、同意を得た場合に加算します。
- ※ 特別管理加算は、指定（介護予防）訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して、指定（介護予防）訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- ① 在宅麻薬等注射指導管理 在宅腫瘍化学療法注射指導管理 在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

なお、特別管理加算（Ⅰ）は①に、特別管理加算（Ⅱ）は②～⑤に該当する状態の利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは 1 日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に算定します。

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であつて生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄

性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

ロ 急性増悪その他当該利用者の主治医が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

- ※ 初回加算（Ⅰ）は、新規に（介護予防）訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合に算定が可能です。初回加算（Ⅱ）を算定している場合は、算定できません。なお、退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。
初回加算（Ⅱ）は、新規に（介護予防）訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院等から退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合に算定が可能です。初回加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定できません。なお、退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 退院時共同指導加算は入院若しくは入所中の者に対し、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。なお、初回加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に算定します。
- ※ 複数名訪問看護加算Ⅰは、二人の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する）が同時に介護予防訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に加算し、複数名訪問看護加算Ⅱは、看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行う場合に加算します。
- ※ 長時間（介護予防）訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える（介護予防）訪問看護を行った場合、（介護予防）訪問看護の所定サービス費（1時間以上1時間30分未満）に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ 主治医（介護老人保健施設の医師を除く）から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による介護予防訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。
- ※ 専門管理加算は、都道府県知事に加算の届出を提出した指定訪問看護事業所の緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門および人工膀胱ケアにかかわる専門の研修を受けた看護師または特定行為研修を修了した看護師が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合には、所定単位数に加算します。
- ※ 口腔連携強化加算は、事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供していること。また、利用者の口腔状態の評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、事業所職員からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている場合に加算します。
- ※ 緊急時訪問看護加算は利用者や家族からの電話などに常時対応できる体制にある訪問看護事業所が、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に、利用者の同意を得て、1月につきいずれかの区分に応じた単位数を1回目の訪問看護に加算します。

＜介護予防＞緊急時訪問看護サービス同意書

緊急時訪問看護サービスは、利用者又はその家族等に対して24時間緊急連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することになっていない緊急時訪問を必要に応じて行います。緊急訪問を行った場合、毎月の緊急時訪問看護加算の他にサービスの提供時間に応じた利用料が必要です。また、1月以内の2回目以降の緊急訪問について、早朝・夜間・深夜帯においては各時間帯に応じた利用料が算定されます。

利用料金（費用は、市町村から交付される負担割合証の割合に応じた料金となります。）

参考費用

加算	算定回数	料金	負担割合に相当する自己負担金額		
			1割	2割	3割
緊急時訪問看護加算	1月に1回 ※緊急時訪問を行わなくても 毎月加算	6,630 円	663 円	1,326 円	1,989 円

提供時間	提供時間数	料金 (10割)	負担割合に相当する自己負担金額		
			1割	2割	3割
昼間	20分未満	3,348 円	335 円	670 円	1,005 円
	30分未満	4,983 円	499 円	997 円	1,495 円
	30分以上1時間未満	8,773 円	878 円	1,755 円	2,632 円
	1時間以上1時間30分未満	12,044 円	1,205 円	2,409 円	3,614 円
早朝・夜間	20分未満	4,187 円	419 円	838 円	1,257 円
	30分未満	6,232 円	624 円	1,247 円	1,870 円
	30分以上1時間未満	10,972 円	1,098 円	2,195 円	3,292 円
	1時間以上1時間30分未満	15,061 円	1,507 円	3,013 円	4,519 円
深夜	20分未満	5,027 円	503 円	1,006 円	1,509 円
	30分未満	7,480 円	748 円	1,496 円	2,244 円
	30分以上1時間未満	13,160 円	1,316 円	2,632 円	3,948 円
	1時間以上1時間30分未満	18,066 円	1,807 円	3,614 円	5,420 円

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

<医療保険>

訪問看護

保険によってご負担割合（1～3割）が変わります。

下記料金表の料金は、10円未満は四捨五入して算出しております

訪問看護基本療養費	週3日まで	5,550円
	週4日以降	6,550円
訪問看護管理療養費	(初回)	7,670円
	2回～12回（但し状態により13回以降の算定可能）	2,500円

サービスの加算料金

緊急訪問看護加算 利用者や家族等の緊急の求めに応じて、主治医の指示により緊急で訪問看護を実施する場合	月14日目まで	2,650円
	月15日目以降	2,000円
難病等複数回訪問加算 基準告示第2の1に規定される疾病の利用者、特別訪問看護指示書が交付された利用者に対して、1日に2回または3回以上訪問看護を実施する場合		4,500円 / 8,000円
長時間訪問看護加算（1回につき） 特定の利用者に対して、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合		5,200円
複数名訪問看護加算（週1回） 1人の看護師等による訪問看護が困難な場合、複数名の看護師等で訪問看護を実施する場合		4,500円
複数名訪問看護加算 同時に複数の看護師が指定訪問看護を必要とする者（厚生労働大臣が定める状態にある方）に対して利用者や家族の同意を得て指定訪問看護を行なった場合	週1回目	4,500円
	週2回目以降	3,000円
夜間・早朝訪問看護加算 午後6:00～午後10:00 / 午前6:00～午前8:00		2,100円
深夜訪問看護加算 午後10:00～午前6:00		4,200円
24時間対応体制加算（1月につき） 24時間連絡対応、計画にない緊急時の訪問をご希望の場合		6,800円
特別管理加算（1月につき） 特別な管理を必要とする利用者様（厚生労働大臣が定める状態にある方）に対してサービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合		2,500円 / 5,000円

<p>退院時共同指導加算（月に1回か2回）</p> <p>退院（退所）前に療養上の指導を行った場合</p>	8,000 円
<p>特別管理指導加算</p> <p>特別管理加算対象の利用者様に対して、退院（退所）前に療養上の指導を行った場合</p>	2,000 円
<p>退院支援指導加算</p> <p>基準告示第2の1に規定される疾病の利用者様に対して、退院日に療養上の指導を行った場合</p>	6,000 円
<p>在宅患者連携指導加算（月1回）</p> <p>在宅で療養しており通院困難な利用者様に対して、医療機関と情報を共有して指導を行った場合</p>	3,000 円
<p>在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回まで）</p> <p>在宅での療養中に、状態の急変や診療方針の変更があり共同でカンファレンスを行い、利用者や家族などに対して指導を行った場合</p>	2,000 円
<p>看護・介護職員連携強化加算（月1回）</p> <p>喀痰吸引等に関して、介護職員等に対して主治医の指示のもと、必要な支援を行う場合</p>	2,500 円
<p>専門管理加算（1月につき）</p> <p>緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア・人工膀胱ケアに係る専門の研修を修了した看護師、又は特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合</p>	2,500 円
<p>DX 情報活用加算</p> <p>オンライン資格確認により、利用者の情報を取得したうえで訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、月に1回に限り算定可能</p>	50 円
<p>訪問看護情報提供療養費 1</p> <p>算定対象者について、市区町村、指定特定相談支援事業者からの求めに応じて情報提供を行った場合</p>	1,500 円
<p>ターミナルケア療養費（死亡月）</p> <p>利用者様のご逝去された日を含む前14日以内に、2回以上のターミナルケアを行なった場合</p>	25,000 円
<p>訪問看護情報提供療養費（1回につき）</p> <p>市町村等に対して、必要な情報を提供した場合</p>	1,500 円
<p>訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）（月1回）</p> <p>訪問看護管理療養費（月の初日の訪問）を算定する利用者1人につき月1回に限り算定可能</p>	780 円

<p>訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）1～18（月1回） 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）で算定される金額の見込みが、「対象職員の給与総額」から「医療保険の利用者割合」を乗じた数の1.2%未満（1分2厘未満）である場合、月1回に限り算定可能。</p>	<p>1 10円 2 20円 3 30円 4 40円 5 50円 6 60円 7 70円 8 80円 9 90円 10 100円 11 150円 12 200円 13 250円 14 300円 15 350円 16 400円 17 450円 18 500円</p>
--	---

* 上記加算の他、退院時共同指導加算等必要に応じて合算します。

〈医療〉 緊急時訪問看護同意書

緊急時訪問看護サービスは、利用者又はその家族等に対して24時間緊急連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行います。緊急時訪問を行った場合、サービスの提供時間に応じた利用料が必要です。また、早朝・夜間・深夜帯においては、各時間帯に応じた加算が算定されます。

利用料金 (費用は、各保険証の割合に応じた料金となります。)

参考費用

加算	算定回数等	利用料 (10割)	負担割合に相当する 利用者負担金額		
			1割	2割	3割
24時間対応体制加算	1月に1回 ※緊急時訪問を行わなくても毎月加算	6,800円	680円	1,360円	2,040円
緊急時訪問看護加算	計画外の訪問を行った場合に加算 (月14日目まで)	2,650円	265円	530円	795円
	計画外の訪問を行った場合に加算 (月15日目以降)	2,000円	200円	400円	600円
夜間・早朝訪問看護加算	夜間 (午後6時から午後10時)	2,100円	210円	420円	630円
	早朝 (午前6時から午前8時)				
深夜訪問看護加算	深夜 (午前10時から午前6時)	4,200円	420円	840円	1,260円

ターミナルケア加算・療養費に関する説明と同意書

当訪問看護ステーションは、ご利用様が可能な限りその人らしく、最期まで安心して過ごせるよう、多職種（医療・介護・福祉専門職等）と連携し、療養および介護について、ご利用者様・ご家族様へ十分な説明を行い、合意に基づいた支援を行います。

ターミナルケアの実施にあたっては、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、ご利用者の意思決定を基本とし、ご本人・ご家族と十分に話し合い、関係機関と連携して対応いたします。

【算定要件】

介護保険におけるターミナルケア加算、または医療保険におけるターミナルケア療養費は、以下の要件をすべて満たす場合に算定されます。

- 死亡日および死亡日前 **14** 日以内に、**2** 日以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケア実施中に、ご利用者が医療機関へ搬送され、**24** 時間以内に死亡した場合を含む）。
- 医療保険での訪問看護の場合、退院日にターミナルケアに係る療養上の必要な指導を行った場合は、退院支援指導加算を算定要件の **1** 回とみなします。
- **24** 時間連絡が取れる体制を確保しており、必要に応じて訪問看護が可能な体制を整備していること。
- 主治医と連携し、訪問看護におけるターミナルケア計画および支援体制について、ご利用者様およびご家族等に説明し、同意を得てターミナルケアを行っていること。
- ターミナルケアの提供について、ご利用者の心身状況の変化など必要な事項を適切に記録していること。
- **1** 人のご利用者様に対し、**1** つの訪問看護ステーションのみが、死亡月に算定できること。

【算定単位・金額】

- 介護保険：ターミナルケア加算 **2,500** 単位
- 医療保険：ターミナルケア療養費 **25,000** 円

私は、人生の最終段階におけるターミナルケアについて説明を受け、その内容に同意します。また、ターミナルケア加算・療養費の算定についても同意します。

<保険適用外サービス訪問看護>

【自費料金一覧】※料金については全て税抜表記

自費サービス料金表

訪問看護等 サービスの内容	提供時間	時間区分	利用料	
			月～金曜日	土・日曜日 祝日
訪問看護等 2時間以内	10分	日中(9時-18時)	1,340円	1,670円
	30分	日中(9時-18時)	4,000円	5,000円
		夜間・早朝(18時-22時・6時-9時)	5,000円	6,000円
		深夜(22時-6時)	6,000円	7,000円
訪問看護等 2時間を超えた部分	10分	日中(9時-18時)	1,000円	1,340円
	30分	日中(9時-18時)	3,000円	4,000円
		夜間・早朝(18時-22時・6時-9時)	4,000円	5,000円
		深夜(22時-6時)	5,000円	6,000円

<その他の利用料金>

訪問看護、介護予防訪問看護の利用料金については、上記料金表を参照ください。

(1) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

複写物	1枚につき10円
-----	----------

(2) 交通費

通常の事業の実施地域範囲は無料です。実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交通費	各種交通機関を使用した場合	実施地域を越えた地点から実費
	自動車を使用した場合	実施地域を越えた地点から1kmにつき10円

(3) 死後の処置

死後の処置	21,000円
-------	---------

(4) キャンセル料金

サービス提供の前日午後5:30までにご連絡がなかった場合	2,000円
------------------------------	--------

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(急病等で、やむを得ない場合はこの限りではありません)

(5) 利用料金などのお支払方法

毎月、月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月10日より請求致しますので、あらかじめ指定された方法でお支払ください。(金融機関引落しは23日)

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

ご利用者様、ご家族様又はケアマネジャーより依頼を受け、重要事項説明書の説明同意後、契約を結びます。

契約を結んだ後、ご利用者様、ご家族様と面談して、情報収集を行います。

介護支援専門員の作成する居宅サービス計画書に基づいて訪問介護計画を作成し同意を得た上でサービス提供を開始致します。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の2週間前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。

その場合は、終了日の2ヶ月前までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕若しくは要支援と認定された場合
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合、文書で通知する事で、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにも関わらず14日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・サービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に連絡してください。

6 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、速やかに主治医・親族・居宅介護支援事業者などへ連絡する等の必要な措置を講じます。必要に応じて救急隊の要請を行います。緊急時訪問体制を整えていますので24時間対応ができます。

7 事故発生時の対応方法

- 1 当事業所におけるサービス提供中に事故があった場合は、利用者様の状態を確認し、速やかに必要な処置を行います。
- 2 当該事故の状況及び事故に対して行った処置は、「事故報告書」に記録し、利用者のご家族様、市町村、東京都への報告をいたします。
また必要に応じて、主治医、ケアマネジャー、関係機関各所への連絡を行います。
- 3 サービス提供にあたり賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに当事業所が加入する賠償保険に基づき損害を賠償いたします。（生活援助中の身体の事故はその限りではありません。）
- 4 当事業所の管理者及び従事者は、当該事故の内容・原因を究明し、事故再発防止に努めます。

8 秘密の保持

- 1 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。これは、利用者との契約終了後も同様とします。
- 2 従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する旨に従業者との誓約書の内容とします。

9 個人情報の保護

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。
- 2 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとします。

10 第三者評価事業

サービス提供の開始にあたり、利用者の適切なサービス選択に資するための情報提供の公表及び質の向上を踏まえ、事業者は利用者に対して「第三者評価の実施の有無」「実施した直近の年月日」「実施した評価期間の名称」「評価期間の開示状況」を説明する義務があります。

第三者評価の実施の有無	無
実施した直近の年月日	無
実施した評価期間の名称	無
評価期間の開示状況	無

11 非常災害対策

非常災害等の発生の際に、その事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携・協力します。

12 虐待防止のための措置、人権擁護

- 1 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとします。
 - (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
 - (2) 従業者への虐待防止に関する研修の実施
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業者は、当該事業所の従業者又は養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。
- また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力します。

1 3 暴力団員の排除

- 1 指定介護事業所を運営する法人の役員及び介護事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。
- 2 指定介護事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けません。

1 4 記録の整備

事業者は、訪問介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保管します。

1 5 苦情処理の体制

(1) 当事業所における苦情やご意見は以下の窓口で受け付けております。

苦情相談窓口	訪問看護ステーション ルーチェ八王子
対応時間	8時30分～17時30分（定休日を除く）
担当者	直井 瞳
電話	042-662-7774
FAX	042-663-3774

(2) その他当事業所以外に各役所・栃木県国民健康保険団体連合会などの介護保険窓口に苦情を申し立てることができます。

- 八王子市役所高齢者福祉課 電話 042-620-7420
- 東京都国民健康保険団体連合会介護保険課 電話 03-6238-0177

【会社の概要】

社名 株式会社 T.S.I
資本金 378,178,000円
設立 平成22年2月
所在地 京都市西京区桂南巽町75-4
代表者 北山 忠雄

【事業内容】

訪問介護・総合事業訪問介護・居宅介護支援事業・訪問看護・介護予防訪問看護
サービス付き高齢者向け住宅事業

訪問看護について、重要事項説明書に基づいて説明致しました。

【事業者】

所在地： 京都市西京区桂南巽町 75-4

社名： 株式会社 T. S. I

代表者： 北山 忠雄 印

【事業所】

所在地： 東京都八王子市大船町 1006-1

事業所名： 訪問看護ステーション ルーチェ八王子
(指定番号：1362990663)

担当者_____より、重要事項説明書の内容について説明を受けました。

令和 年 月 日

【ご本人】 住所_____

氏名_____印

【代理人】 住所_____

氏名_____印（続柄 _____）

署名代行理由：